

令和3年第8回辰野町議会定例会会議録（1日目）

1. 招集告示年月日 令和3年8月24日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 令和3年9月1日 午前10時00分
4. 議員総数 12名
5. 出席議員数 12名
 - 1番 吉澤光雄
 - 2番 松澤千代子
 - 3番 山寺はる美
 - 4番 瀬戸純
 - 5番 矢ヶ崎紀男
 - 6番 津谷彰
 - 7番 池田睦雄
 - 8番 樋口博美
 - 9番 舟橋秀仁
 - 10番 小澤睦美
 - 11番 向山光
 - 12番 岩田清

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 令和2年度辰野町一般会計決算
- 日程第4 議案第2号 令和2年度辰野町上水道事業会計決算
- 日程第5 議案第3号 令和2年度辰野町下水道事業会計決算
- 日程第6 議案第4号 令和2年度辰野町国民健康保険特別会計決算
- 日程第7 議案第5号 令和2年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算
- 日程第8 議案第6号 令和2年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算
- 日程第9 議案第7号 令和2年度町立辰野病院事業会計決算
- 日程第10 議案第8号 令和2年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算
- 日程第11 議案第9号 令和2年度辰野町介護保険特別会計決算
- 日程第12 議案第10号 専決処分の承認を求めることについて
令和3年度辰野町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第13 議案第11号 専決処分の承認を求めることについて
令和3年度辰野町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第14 議案第12号 専決処分の承認を求めることについて

- 令和3年度辰野町上水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第13号 辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第14号 辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第15号 辰野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第16号 辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第17号 辰野町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第18号 記号式投票に関する条例を廃止する条例について
- 日程第21 議案第19号 令和3年度辰野町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第22 議案第20号 令和3年度辰野町上水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第21号 令和3年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第22号 令和2年度辰野南小学校長寿命化改修工事（建築）請負契約の変更について
- 日程第25 議案第23号 令和2年度辰野南小学校長寿命化改修工事（機械設備）請負契約の変更について
- 日程第26 議案第24号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第27 議案第25号 辰野町教育委員会委員の任命について
- 日程第28 議案第26号 令和2年度辰野町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第29 議案第27号 令和2年度辰野町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第30 報告第1号 (1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和2年度財政指標等の報告について
- 報告第2号 (2) 辰野町第五次総合計画後期基本計画の実施状況の概要について
- 報告第3号 (3) 専決処分の報告について
- 日程第31 請願・陳情等について

7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	代表監査委員	中 村 文 昭
総務課長	加 藤 恒 男	まちづくり政策課長	一ノ瀬 敏 樹
住民税務課長	三 浦 秀 治	保健福祉課長	竹 村 智 博
産業振興課長	赤 羽 裕 治	事業者緊急支援担当課長	岡 田 圭 助
建設水道課長	宮 原 利 明	会計管理者	中 村 京 子
こども課長	小 澤 靖 一	生涯学習課長	西 原 功
辰野病院事務長	今 福 孝 枝		

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 桑 原 高 広
 議会事務局庶務係専門員 有 賀 智 美

9. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第 7 番 池 田 睦 雄
 議席 第 8 番 樋 口 博 美

10. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

おはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和3年第8回辰野町議会9月定例会を開会いたします。ここで、令和3年8月前線による大雨災害で犠牲になられた町民3名のご冥福をお祈りして、1分間の黙祷をささげたいと思います。

○議会事務局長

ご起立願います。(一同起立) 黙祷。(一同黙祷) お直りください。

○議 長

直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行いますが、文書報告としお手元に配付してありますので、後ほどご覧いただきたいと思ひます。つづいて、議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第8回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町 長

本日ここに第8回辰野町議会9月定例会を招集申し上げましたところ、議員各位に

は、時節柄大変お忙しいところご出席を賜り感謝を申し上げます。平成 18 年豪雨災害から 15 年目を迎えたこの夏、辰野町をはじめとする県内市町村が大きな災害に再び見舞われました。岡谷市内において被災し、尊い命を奪われた町内在住の 3 人の方に、心からご冥福をお祈りするとともに衷心より哀悼の意を表します。今回の大雨は前線停滞によるものでしたが、8 月 13 日から 15 日までの 72 時間の積算雨量は 388 ミリと 8 月の平均月間雨量の 2.6 倍、平成 18 年豪雨災害の 403 ミリに次ぐ観測史上 2 番目の雨量を記録し、更に 15 日の午前 4 時までの 1 時間では 39.5 ミリの降水量を記録し、平成 18 年の時間あたり降水量 23 ミリをはるかに上回る激しい雨が降りました。長野地方气象台によると 14 日の日降水量、15 日の 12 時間、24 時間、48 時間降水量のいずれも観測史上 1 位の記録であったとのこと。この大雨により天竜川では一時 2.6 メートルの氾濫危険水位を超えるなど、町内の至るところで土砂の流出や河川の氾濫が発生し、住宅等の建物、道路河川、上水道、農地など町民の財産や施設に甚大な被害を及ぼしました。また通勤・通学の重要な交通手段である鉄道については JR 飯田線の辰野駅－伊那新町駅間、中央東線の辰野駅－塩尻駅間は、いまだ不通のままです。当日の避難や災害応急対応にご尽力いただいた各区役員の皆様、被災されたご家庭やそれを支えていただいている皆様、復旧作業に従事されている皆様のご労苦に感謝を申し上げますとともに、更なるご協力をお願い申し上げます。現在、現地調査や各区からの報告による被害状況把握と応急対応を進めていますが、一日も早い復旧に向け全力を挙げ対処してまいります。8 月 29 日に赤羽国土交通大臣が現場視察で来町された際には、要望書を直接手渡し国の重点的な支援をお願いいたしました。また新型コロナウイルスについては、デルタ株の急速な拡大等により新規陽性者数が急増しており、緊迫した状況となっています。8 月 20 日には県内全域の感染警戒レベルが 5 に引き上げられ、県知事より医療非常事態宣言が出されました。更に 23 日には上伊那圏域の酒類の提供を行う飲食店等に対し、営業時間の短縮等が要請されました。辰野町では初めての時短要請ということで、24 日には私が商工会とともに料飲店組合の組合長が営業されている飲食店を訪問し、直接県の要請に協力いただくようお願いしてまいりました。一方でワクチン接種は順調に進んでおり、本日より 12 歳から 15 歳の児童生徒の接種予約についても開始したところでもあります。今後も感染拡大防止策の徹底とともにワクチン接種事業の推進、多大な影響を受けている町民の皆様、事業所の皆様の支援、地域経済

の下支えについて全力を尽くしてまいる所存ですので、議員各位のご協力をお願いいたします。さて、決算議会と言われます今定例会にご提案申し上げます議案は、令和2年度一般会計決算をはじめ、議案第9号まで各特別会計決算の認定をお願いするものであります。一般会計の決算総額は、歳入で117億7,545万5,000円、歳出で112億9,787万4,000円となり、繰越明許費を除く実質収支額は3億4,719万2,000円の黒字決算となりました。また、特別会計については新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を多方面で受けた辰野病院事業会計を除き黒字決算となりました。厳しい財政状況ではありますが、健全財政を堅持することができました。そのほか、専決処分の承認3件、条例の一部改正・廃止6件、令和3年度一般会計補正予算など補正予算3件、工事請負契約の変更2件、人事案件2件、決算関連議案2件の併せて27議案であります。また、報告事項といたしまして、令和2年度財政指標等の報告など3件であります。なお、令和3年度辰野町一般会計補正予算（第11号）についての1件を追加議案として、最終日に提案させていただきますのでよろしくお願いいたします。提案時それぞれご説明申し上げますので、原案承認・可決・同意くださいますようお願い申し上げます、第8回定例会召集にあたってのあいさつといたします。よろしくをお願いいたします。

○議 長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、議席7番、池田睦雄議員、議席8番、樋口博美議員を指名します。日程第2、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における協議結果の報告を求めたいと思います。議会運営委員長、舟橋秀仁議員。

○議会運営委員長（舟橋）

皆さんおはようございます。去る8月24日議会運営委員会を開催し、令和3年第8回辰野町議会9月定例会の会期並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果について報告いたします。8月24日辰野町告示第18号によって、辰野町長より9月定例会を9月1日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと、9月定例会の会期並びに審議日程など議事運営について慎重に協議を行い、全委員一致して決定いたしました。会期日程（案）並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長が朗読いたしますので、全議員のご賛同をいただきますよ

うお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長

続いて、事務局長から会期日程（案）を朗読いたさせます。

○議会事務局長

（会期日程（案）朗読）

○議長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から9月17日までの17日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、令和2年辰野町一般会計決算から、日程第11、議案第9号、令和2年度辰野町介護保険特別会計決算及び日程第28、議案第26号、令和2年度辰野町上水道事業会計未処分利益剰余金について、並びに日程第29、議案第27号、令和2年度辰野町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、以上11件を一括議題といたします。なお議案第26号及び議案第27号については、議事進行上決算審査と連携しておりますので一括議題といたします。ここで提案者より各会計決算について報告を求めます。

○町長

議案第1号、令和2年度辰野町一般会計決算から、議案第9号、令和2年度辰野町介護保険特別会計決算まで並びに議案第26号、令和2年度辰野町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第27号、令和2年度辰野町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての提案説明を一括申し上げます。

一般会計及び各特別会計の決算は、地方自治法の定めるところにより、歳入歳出予算の執行の実績に基づき、会計管理者がこれを調整することになっています。今議会では、令和2年度の歳入歳出予算に対する決算の状況を明らかにし、予算の執行の適否を審査していただくことにより、執行機関の事務の公正を確保するものであります。決算及び付属書類については、監査委員の意見を付して議会へ提出し、認定を受けるものでありますので、原案認定いただき、また辰野町上水道事業会計及び辰野町下水道事業会計における未処分利益剰余金の処分について原案可決くださいますよ

うお願い申し上げます。なお、決算の概要につきましては会計管理者に説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○会計管理者（中村）

令和2年度一般会計及び特別会計の決算を提案するにあたり、その概要について説明申し上げます。令和2年度は厳しい財政状況の中、一般会計については新型コロナウイルス感染拡大対策により歳入は前年度比24.4%、歳出は29.9%の大幅な増となりました。予算の執行には財源の効率的・効果的な活用を図りまた経費削減に努めてまいりました。それでは事前に配布してあります令和2年度辰野町一般会計、特別会計、決算説明に沿ってご説明いたします。令和2年度一般会計決算総額は歳入で117億7,545万5,000円、歳出で112億9,787万4,000円となり繰越明許費1億3,038万9,000円を含む翌年度繰越額は4億7,758万1,000円となりました。次に基金の運用状況でございます。財政調整基金などを中心に令和2年度中に利息を含め5,506万9,000円を積み立て7,336万5,000円の取り崩しを行い、年度末残高は土地開発基金を含む基金総額30億9,797万4,000円となりました。歳入について概要を申し上げます。町税は総額24億4,201万6,000円で前年度に比べ1億779万9,000円4.2%の減となりました。内訳につきましては現年度課税分で前年度に比べ軽自動車税、都市計画税で増となりましたが、個人町民税をはじめ他の税目で減となりました。2ページをお願いいたします。地方交付税は総額28億9,315万3,000円となり1億7,627万円の増となりました。国庫支出金は、総額31億7,581万8,000円となりました。新型コロナウイルス感染拡大に伴う特別定額給付金や地方創生臨時交付金また学校施設環境改善交付金、道路メンテナンス事業補助金、公立学校情報機器整備費補助金、子育て世帯への臨時特別給付金などにより、前年比25億293万2,000円の増となりました。県支出金は総額4億9,501万7,000円となり前年比8,060万5,000円の増となりました。地域支え合いプラスワン消費促進事業補助金、保育給付費負担金などの増によるものでございます。繰入金は教育振興基金、霊園管理基金などからの繰り入れで、7,686万5,000円となりました。3ページをお願いいたします。諸収入は5億4,747万2,000円となり前年比1億7,244万3,000円の増となりました。商工業振興資金預託金元金収入の増が主な要因でございます。町債は、総額6億9,511万5,000円となり、前年比1億6,038万5,000円の減となりました。次に歳出について説明申し上げます。議会費は議員報酬ほか議会運営に要した経費でございます。総務費は総

額 32 億 4,628 万 7,000 円の決算となりました。企画費は、ふるさと辰野寄付金謝礼、地域おこし協力隊活動経費、湯にいくセンター指定管理料、地域活性化センター指定管理料、辰野パークホテルへの指定管理料と厨房エアコン工事費、上伊那広域連合負担金、協働のまちづくり支援金事業補助が主なものでございます。移住定住促進事務は、地域おこし協力隊の報酬及び活動経費、移住定住促進業務委託料、定住促進空き家改修費等補助金が主なものでございます。特別定額給付金事務では、特別定額給付金一人 10 万円を 19,258 人、7,856 世帯へ給付いたしました。防災事業費では、避難所防災倉庫を辰野中学校、川島小学校へ設置しました。4 ページをお願いいたします。地方創生推進交付金事業費は、インターンシップコーディネーター業務委託料、たつのごとフェス運営業務委託料、メッセたつの開催負担金が主なものでございます。地方創生臨時交付金事業費では、新型コロナウイルス感染拡大に伴う感染拡大防止と生活支援経済対策のためテレワーク環境構築業務委託料、役場庁舎トイレ改修工事、図書館空調設備設置工事、ガンバル町内商店応援事業負担金、新型コロナウイルス拡大防止協力金・支援金事業負担金、指定管理業者継続支援金、商工業振興資金利子補給及び保証料、新生児定額特別給付金、ガンバル小規模事業者応援金、子育て世帯家計支援金などの事業を行いました。戸籍住民基本台帳はマイナンバー制度に伴う、地方公共団体情報システム機構委託料及びコンビニ交付証明の交付関係が主なものでございます。選挙費は参議院議員長野県選出議員補欠選挙に要した費用でございます。統計調査費は、5 年ごと実施される国勢調査事務が主なものでございます。民生費は総額 23 億 7,484 万 2,000 円の決算となりました。福祉・医療など社会保障関係の経費のほか社会福祉総務費は、地域活動支援センター等の指定管理料、社会福祉協議会負担金、福祉タクシー扶助費、子育て世代への臨時特別給付金などが主なものでございます。5 ページをお願いいたします。老人福祉費では、令和 2 年度門前介護予防センター、川上介護予防センターの改修工事を行いました。保育園運営費は、町内 6 保育園の、管理運営に係わる経費、保育園個別施設計画策定業務委託料、町内保育園改修工事費が主なものでございます。衛生費は、総額 8 億 6,243 万 4,000 円の決算となりました。予防費は、インフルエンザ予防接種などの各種予防接種に要した医薬材料費及び委託料、また新たに新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業としてワクチン接種予約システム委託料やワクチン保管用の医療用冷蔵庫等の備品購入が主なものでございます。聖地管理費では辰野町霊園の合葬式墓地建設を 2,224 万円

で施工いたしました。6 ページをお願いいたします。塵芥処理費は、可燃物、不燃物・資源物の収集委託関係費用と上伊那広域連合、湖北行政組合への負担金が主なものでございます。農林水産業費は、総額3億6,335万8,000円の決算となりました。農業人材確保のため農業振興費では、地域おこし協力隊の活動経費、農業次世代人材投資事業に対する補助金、交付金が主なものでございます。地域農業基盤確立農業改善事業費は、ふる里農村公園指定管理料、施設の修繕や改修費が主なものでございます。遊休農地の拡大防止と景観保全に力を入れるため、中山間地域等直接支払事業を実施する9地区へ、急・緩傾斜農地直接支払交付金を1,297万3,000円交付し、多面的機能支払交付金事業では13地区へ1,784万1,000円の交付をいたしました。林業費では森林経営管理制度の運営基礎データ作成を行うための経費、また森林環境譲与税基金の積み立てをいたしました。商工費は、総額7億2,875万8,000円の決算となりました。商工事業費では、商工業振興資金利子補給及び保証料、商工業誘致及び振興補助金を16事業所、商業地域空き店舗等対策事業補助金を6店舗へ支払い、商工業振興資金預託金を増額いたしました。7 ページをお願いいたします。辰野町プレミアム付商品券事業では、地方創生臨時交付金、地域支え合いプラスワン消費促進事業補助金を活用し、運営業務の委託、販売業務の委託、プレミアム分補助の事業を行いました。観光事業費は、観光施設の維持管理、観光パンフレット作成、サイクリング案内看板設置の委託料が主なものです。土木費は、総額11億7,298万5,000円の決算となりました。土木総務費は、辰野町道路網・路線計画策定支援業務委託料、住宅リフォーム補助金37件、定住促進奨励金49件が主なものでございます。道路新設改良事業費は町道510号線上島道路拡幅改良工事のほか、町道11路線の改良工事が主なものでございます。社会資本整備総合交付金事業は、町道54号線赤羽道路舗装工事のほか町道3路線の工事費が主なものでございます。社会資本整備総合交付金事業繰越明許費は、町道74号線横川法面改良工事のほか町道2路線の工事費が主なものでございます。道路メンテナンス事業では中央橋、千歳橋の橋梁補修工事を行いました。道路舗装費は町道245号線小野春宮ほか、町道8路線の舗装工事が主なものでございます。8 ページをお願いいたします。消防費は、総額2億8,095万8,000円の決算となりました。非常備消防費は、消防小型ポンプ付積載車2台の購入、消防団運営費が主なものでございます。教育費は、総額14億6,491万7,000円の決算となりました。教育委員会費は、小学校中学校ALT派遣委託料、南小学校長寿命化改修工事設

計委託料、学校情報システムリース料が主なものでございます。学校施設環境改善交付金事業では、辰野西小学校・辰野東小学校のトイレ改修工事や辰野中学校第二体育館改修工事を4億1,733万7,000円で施工いたしました。小学校費・中学校費では管理運営に関する経費のほか、タブレット購入などICT教育環境の整備を図りました。社会教育費では公民館費として生涯学習と子育て支援の一環として行う各種教室・講座の費用、分館の活動交付金などが主なものでございます。美術館特別展示事業は郷土作家展及び自転車写真展に要した費用でございます。文化財保護費では、小野シダレクリ自生地再生事業を国・県の補助金を活用し3箇年で計画しております。9ページをお願いいたします。町民会館運営費では、町民会館屋根改修工事を行いました。保健体育費は、各種スポーツ振興事業の運営費、町体育協会交付金、スポーツ公園の管理経費、町民体育館南側駐車場舗装工事が主なものでございます。災害復旧費は総額2,532万5,000円の決算となりました。令和2年7月豪雨災害関連の災害復旧請負工事が主なものでございます。公債費は、起債の償還金で元金と利子を合わせて総額6億9,656万5,000円となりました。続きまして10ページをお願いいたします。特別会計についてご説明いたします。上水道事業会計は令和2年度県道与地辰野線配水管布設工事等の管渠工事を実施しました。また水道設備の停電対策として湯舟浄水場運転設備改良工事を実施しました。老朽施設等の更新工事では、湯舟浄水場緩速ろ過池長寿命化工事等を実施し、水道水の安定供給に努めてまいりました。また羽北地区水源開発調査は、テストボーリングで地下水脈の水量と水質の確認を行いました。経費削減と適正な維持管理に努めて事業を運営してまいりました。収益的収支について収入総額は4億3,016万7,000円で前年度比9.9%の増、支出総額は3億8,477万1,000円で、前年度比5.8%の増となり収支差引4,539万6,000円の黒字決算となりました。また上水道企業会計の未処分利益剰余金6億5,000万円は自己資本金に組み入れます。下水道事業会計では生活基盤インフラとして、安定した下水処理推進のため施設の長寿命化事業を計画的に進めてまいりました。令和2年4月より地方公営企業法の財務規定等を適用し事業を運営いたしました。主な建設改良事業として管渠整備事業では辰野町公共下水道事業計画に基づき、農業集落排水処理施設（沢底地区・辰野北部地区）の実施設計及び地質調査を行いました。11ページへお願いいたします。下水道ストックマネジメント計画に基づき小野特定環境保全公共下水道区域の管路施設点検調査を行い、処理場整備事業については辰野水処理センターの改築実施設計・耐震実

施設計を行いました。収益的収支について、収入総額は9億3,904万6,000円、支出総額は8億6,251万円、収支差引では7,653万6,000円の黒字決算となりました。また下水道事業会計の未処分利益剰余金は減災積立金に積み立てます。国民健康保険特別会計は、持続可能な医療保険制度を構築するため、県と町が共同保険者として、国民健康保険の運営を行っております。新型コロナウイルス感染症対策として国保税の減免を行ったほか、傷病手当金や町独自の施策として事業主傷病見舞金制度を創設しました。感染症流行期の医療機関受診控え等による保険給付費の減少に伴い県補助金等が前年より減額となり、国保支払準備基金から600万円の繰り入れを行いました。12ページをお願いいたします。診療所特別会計は、第一診療所と川島診療所の運営で、町内開業医と委託契約により、それぞれ週1回午後のみ診療を行っております。患者数の増加は見込めず運営は厳しい状況となっております。後期高齢者医療特別会計は、高齢化の進行により医療費が増大していく中、安心して医療を受けられるよう制度の安定化が課題となっております。医療費の適正化及び負担のあり方についての周知に努めてまいります。町立辰野病院事業会計について、令和2年度の病院事業は新型コロナウイルス感染症の影響が多方面に発生しており、体制の変更も随時行ってまいりました。患者負担の軽減や院内の材料費など根本的な見直しを行い、経費の節減を図るとともに接遇研修にも力を入れ、親しまれる病院を目指してまいりました。また今年度から訪問看護事業が病院事業に加わったことにより、医療と介護及び在宅診療との連携も深めることができました。収益的収支については、収入総額21億9,115万3,000円、支出総額は21億9,354万5,000円、収支差引で239万2,000円の赤字決算となりました。新型コロナウイルス感染症の収束の兆しは見え、病院経営の影響は現在も続いております。医療情勢が目まぐるしく変わる中、情報収集に努め健全な経営を目指してまいります。地域情報告知システム特別会計は、運用を開始して9年が経過いたしました。緊急通報システム、町からの広報等の業務を行いました。情報伝達の環境変化にも注視し基金の積み立てを継続しながら、次期システムについて検討しなければなりません。14ページをお願いいたします。介護保険特別会計は、在宅サービス及び施設サービス合わせて、27,560件の利用がありました。歳出のうち保険給付費は前年度に比べ4.8%増の19億1,205万9,000円でした。要支援認定者、基本チェックリスト該当者を対象とした介護予防・日常生活支援総合事業を継続実施いたしました。一般介護予防事業では、新たな取り組みとして介護予防の推進を図ることを

目的に、住民が主体的に介護予防となる活動を行う団体に補助金を交付し支援するなど地域支援事業を展開いたしました。以上、一般会計と5つの特別会計、3つの企業会計、合わせて9会計について、決算の概要を説明させていただきました。令和2年度に計画いたしました数々の事業がおおむね完成することが出来ました。これもひとえに町議会をはじめ町民各位のご理解とご協力の賜物と、心から敬意と感謝を申し上げます。概要説明と致します。内容ご審議の上、認定下さいますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

続いて、中村代表監査委員から決算審査意見の報告と説明を求めます。

○代表監査委員（中村）

それでは、決算監査につきましてご報告申し上げます。その前に私は令和3年6月監査委員を拝命いたしました中村でございます。しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いをいたします。町民目線の立場で監査委員としての職責を全うし、辰野町政の前進の一助となればと考えております。よろしくお願いをいたします。ではお手元の審査意見書にそって主な点について報告いたします。一般会計及び特別会計決算審査意見書1ページをご覧ください、お開きください。令和3年7月27日から8月5日にかけて役場会議室において令和2年度一般会計、特別会計5会計並びに地方自治法施行令第166条第2項に定める書類について、関係担当者から説明を受け、例月出納検査及び定期監査の結果をも照合し、合わせて検討を加えました。また、8月5日午前には、財政健全化法による健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、適正に作成されているか矢ヶ崎紀男監査委員とともに審査いたしました。その結果、審査に付された一般会計、特別会計の書類、その他関係帳簿の計数は、誤りのないことが認められました。また、各基金は設置の目的に沿って適正に運用されたものと認められたので、まず、ご報告を申し上げ引き続き意見の概要を申し上げます。2ページ表1をご覧ください。令和2年度一般会計及び特別会計の総決算額は、一番下の合計欄です。歳入総額、160億1,626万8,000円、歳出総額、155億430万1,000円、前年対比では、歳入で5.5%、歳出で9.2%の増額となりました。実質収支は、3億8,157万8,000円のプラスであり、これは、人口2万人の当町に照らして、妥当な決算規模と考えられます。うち一般会計の決算額は、歳入総額117億7,545万5,000円、歳出総額112億9,787万4,000円、実質収支

額は、3億4,719万2,000円の黒字決算でありました。また、特別会計は国民健康保険特別会計ほか4会計で、歳入42億4,081万3,000円、歳出総額42億642万6,000円、実質収支は3,438万6,000円の黒字決算であります。各会計とも適切な処理がされており、全体として順当な決算であると認めます。次に、3ページ表2をご覧ください。一般会計歳入状況ですが。歳入の基である町税は、対前年比4.2%、1億779万9,000円の減額となりましたが、国庫支出金、地方交付税などが増額、全体では昨年より25億3,166万1,000円、27.4%の増収となりました。次に、5ページ表4、町税決算表をお願いいたします。町税の内訳です。町税全体の歳入決算は、24億4,201万6,000円で、軽自動車税、都市計画税以外は減額となりました。続いて、6ページ表5、収納率です。町税等の収入、収入未済額表をご覧ください、町税の現年度課税分の収入済額は、24億2,888万1,000円で、対前年1億623万8,000円の減となりました。収納率は、99.3%、前年度より0.2%下がりましたが徴収体制は良好であると評価いたします。また、町税全体の収入未済額は、4,751万7,000円で、対前年73万2,000円の減となっております。金額は、年々改善されています。また、不納欠損額は、571万6,000円となっております、法令等に基づいて適正な調査と処理が行なわれた結果と思われま。少しでも不納欠損処理に至らぬよう対策を講じ、今後も自主財源の確保と税の公平性の見地から引き続き収入未済額の縮小に最大の努力をお願いするものであります。7ページ表6をご覧ください。一般会計の歳出です。予算執行状況であります。予算額124億5,864万円に対し、支出額112億9,787万4,000円で執行率は90.7%となっております。歳出総額では、事業における効率的、効果的な執行が行われ前年度29.9%、25億9,987万4,000円上回りました。経費については、新型コロナウイルス感染症対策により大幅な増となりましたが、職員の意識改革や効率的、効果的な意識が浸透しているものと考えられます。今後とも各事業が実態に照らして適正規模について十分検討し、最小の経費で最大の効果が上がるよう、企画から実施まで最大限の努力を要望します。次に基金の関係です。11ページ、7、8表、資金運用状況表を併せてご覧ください。一般会計の基金であります。合わせて7,336万5,000円の取り崩しがあったものの、18基金、5,506万9,000円の積み立てができ、一般会計の基金残高は、30億9,797万4,000円となり、特別会計を含む基金残高は、36億5,634万5,000円となりました。設置の目的に沿って適切な運営がされているものと認めます。今後も将来に向けて計画的に積み立てを増強するとともに、運用には

十分配慮することを要望いたします。特に財政調整基金など一般会計の調整に運用可能なものについては、今現在真に必要なか十分検討され厳格な対応をお願いいたします。次に13ページ、表12、主要財務指標をご覧ください。一般会計の財政の構造、構成からみた指標です。主要財務指標のうち、経常収支比率は81.0%と前年度より1.6%下がりました。新型コロナウイルス感染症に伴う国及び県の支出の増が主要な要因と考えられます。今後もなお一層、経常的な経費の抑制に留意をお願いしたいと思います。ちなみに町村では70%に収まるのが妥当とされています。財政力指標は0.50で前年より0.01ポイント上がっています。高いほど財源に余裕があるものとされています。次に14ページをお願いします。特別会計であります。計数は冒頭表1で見ていただいたとおりです。それぞれの概要は14、15ページをご覧ください。経営面ではそれぞれの特別会計が事業目的を達成するために、安易に一般会計の繰入金に頼ることのないよう、また事業の内容・動向も合わせて独立採算の原理に基づいて経営を要請するところです。次に16ページをお願いします。財政健全化判断比率とその基礎となる事項を記載した書類について、8月5日関係書類を審査しました。暫定値ではありますがいずれも適正に作成されているものと認めました。17ページ表13、健全化判断比率をご覧ください。健全化判断比率ですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに黒字決算になっているため問題ありません。実質公債費比率は8.2%、前年より0.5ポイント減少しましたが将来を見据えた積極的な財政運営の結果であると思われます。将来負担比率は、13.7%に減少しました。早期健全化基準は350.0%ということですので健全の範囲と考えられます。各指標の改善を念頭に置きつつも、これまで実施してきた事業を検証し、厳しい財政の中でも将来の人口規模を見据えたまちづくりに向け、必要な布石を打っておいていただきたいと思います。それでは次引き続きまして別冊の方をお願いします。別冊の公営企業会計決算及び経営健全化審査意見書の1ページをお開きください。公営企業会計決算についてであります。7月28日と8月5日役場会議室及び辰野病院において、矢ヶ崎紀男監査委員とともに辰野町上水道事業会計、辰野町下水道事業会計及び町立辰野病院事業会計を審査いたしました。初めに、20ページ表20、資金不足比率をご覧ください。一番最後のところです。企業会計、特別会計において、財政健全化法による資金不足比率について、その算定の基礎となる事項について記載した書類が、適正に作成しているかどうか審査しました。いずれも適正に作成されているものと認めました。いずれの会計とも資

金不足はなく、該当なしであります。戻って2、3ページをご覧ください。表1、2であります。上水道事業会計においては、収入の主なものは給水収益であります。近年減り続けていた給水人口が増加となりました。簡易水道事業が上水道事業会計内に会計統合されたためです。今期も漏水調査を行い漏水箇所の修理を行っておりますが、簡易水道事業の統合により有収率は前年を1.1%下回りました。5ページの表5をお願いいたします。収益は前年度比9.9%増額、費用は5.8%増額となりましたが4,539万6,000円の純利益が生じ黒字決算となりました。ただし営業収益から営業費用を差し引いた段階での営業損益は3年連続の赤字です。原水浄水費などの費用が増えています。6ページ表6、上水道未収金をお願いいたします。水道使用料金の未収金については、現年・過年度分ともに減額しました。年々減少傾向にあり改善が見られます。過去からの様々な取り組みが功を奏し、周囲の意識を変化させたものと思います。今後も、新たな取り組みに挑戦いただき、公平性の確保と会計への影響が無いよう収入確保になお一層心がけていただきたいと思います。上水道事業は、今後も老朽化した水道施設、機械、管路の更新、耐震化など計画的に取り組んでいかなければならない事業が多々あります。これらを、積極的に推進できるよう公営企業としての経済性を発揮し、効率的な運営、建設コストの縮減により財源を確保し、安全でおいしい水を安価で提供するため、更なる努力を望むものであります。続きまして、7ページをご覧ください。下水道事業は令和2年度4月より地方公営企業法の財務規定等が適用され、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設の3つの特別会計が統合されました。7ページ、8ページの表7をご覧ください。下水道事業会計においては、収入の主なものが下水道使用料であります。いずれの事業においても水洗化率は高い数字となっております。11ページ表11をお願いいたします。7,653万6,000円の純利益が生じ黒字決算となりました。ただし営業収益から営業費用を差し引いた段階での営業損益は赤字となっております。12ページ表12、下水道未収金をお願いいたします。下水道料金の未収金については表のとおりです。令和3年度決算から前年比較ができるようになりますので、検証を十分に行い公平性の確保と会計の影響が無いよう対策を講じていただきたいと思います。下水道事業は今後も生活インフラとしての安定した下水道処理推進のため、計画的な施設の長寿命化等を努めていただきたいと思います。次に13ページ、表13、14をお願いいたします。町立辰野病院事業について申し上げます。新病院開院から8年半経過し、院内の体制が大きく変動したとはいえ、現在も

医師不足により厳しい運営が続いています。新病院開院から減り続けていた外来患者数の減少は下げ止まり近年は回復傾向にありましたが、新型コロナウイルス拡大に伴う診療控えにより減少となりました。入院患者数は前年度比 7.8%、2,437 人の減、外来患者数は前年度比 5.9%、3,898 人の減となりました。次に、決算の概況です。表 14 をお願いします。総収益は 21 億 9,115 万 4,000 円と対前年度 2.9% の増収となり、総費用も増加し平成 28 年度以来の赤字決算となりました。総収益の中には、町の一般会計などから 4 億 6,700 万円の繰り入れが含まれており、本業の不足分を賄っております。16 ページ表 17 に詳細な収支の内容がありますのでご確認ください。また、17 ページ、表 18 には、費用の詳細がありますので併せてご確認ください。院長の指揮の下、改革プロジェクトの効果が見え始めています。特に経費の削減において効果が現れています。しかし医業収益に対する医業費用が大きく引き続き経費削減に努めていただきたいと思いますと考えます。今後とも必要な医療を、安定的かつ継続的に提供するため更なる職員の意識改革を期待します。次に、17 ページ、表 19 をご覧ください。医業未収金については、現年度分・過年度分ともに減少しました。今後も、早期に対応することや病院の連携、徴収体制の工夫により増やさぬよう努力をされることを望みます。医療情勢は大きく変化のときを迎え、また新型コロナウイルス感染症の影響もあり、当院を含めた自治体病院の経営は一層厳しくなる傾向にあります。病院運営の今後の方向性をしっかり見据え、同時に院内の改革を推し進め経営基盤の強化を図り、安定的でより質の高い医療サービスの提供を要望いたします。

以上、令和 2 年度一般会計ほか各会計の決算は、決算書、諸帳簿、証拠書類について精査し慎重審査を行いました。収支の計数に誤りもなく証拠書類も整備され会計経理は正確と認め、意見といたします。以上です。

○議 長

ここで、各会計の決算について質疑を行います。委員会に付託する関係もございませぬので、総体的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本決算議案につきましては、会議規則第 37 条の規定により各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、決算関係議案、議案第1号から議案第9号及び議案第26号、並びに議案第27号以上11議案は、お配りしてあります各常任委員会関係議案付託一覧表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

日程第12、議案第10号、専決処分の承認を求めることについて、専決第1号、令和3年度辰野町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

令和3年度辰野町一般会計補正予算(第8号)を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、役場庁舎1階事務室の空調設備設置にかかる専決補正予算であります。補正総額は356万4,000円の追加で、予算総額は89億778万6,000円となりました。以下その概要を申し上げますと、歳入につきましては繰越金の追加であります。歳出につきましては総務費で役場庁舎1階事務室、住民税務課内に設置してあります空調設備が故障したため、取替設置する工事請負費を追加するものであります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第10号、専決処分の承認を求めることについて、専決第1号、令和3年度辰野町一般会計補正予算(第8号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第10号は、原案のとおり承認することに決しました。日程第13、議案第11号、専決処分の承認を求めることについて、専決第2号、令和3年度辰野町一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。提案者より提案

理由の説明を求めます。

○町 長

令和3年度辰野町一般会計補正予算（第9号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は令和3年8月前線による大雨災害に係る専決補正予算であります。補正総額は2億6,715万7,000円の追加で、予算総額は91億7,494万3,000円となりました。以下、その概要を申し上げますと歳入につきましては、地方交付税、国庫支出金、県支出金及び町債の追加であります。歳出につきましては、総務費で応急復旧等で各区が対応した重機等借上料、砕石等の追加です。民生費では、今般、岡谷市内の災害で亡くなられた3名の方の災害弔慰金の追加です。衛生費では、水道施設災害復旧費負担金と災害で発生した廃棄物の収集運搬処理業務委託料の追加です。教育費では、JR飯田線が不通となったため、羽北地区から辰野中学校へ電車で通う生徒を対象に運行する臨時通学バスに係る経費の追加で、会計年度任用職員報酬や燃料費が主なものです。災害復旧費では、町単農地災害関係で重機等借上料、上井の頭首工など農業用施設等復旧工事、フトン籠等原材料費、町単林道施設災害関係で重機等借上料、王城しだれ栗線ほか林道施設等復旧工事、砕石等原材料費、公共土木施設関係で町単災害の重機等借上料、測量設計委託料、原材料費、準用河川大沢川ほか道路河川復旧工事、補助災害の町道57号線ほかの査定測量設計業務委託料、災害復旧工事等の追加が主なものであります。地方債補正は、災害復旧費の財源として借入れを行う各災害復旧事業債の追加です。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第11号、専決処分の承認を求めることについて、専決第2号、令和3年度辰野町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 11 号は、原案のとおり承認することに決しました。日程第 14、議案第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 3 号、令和 3 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

令和 3 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）について提案理由を説明申し上げます。令和 3 年度 8 月前線停滞大雨災害により、上水道及び簡易水道の水道施設が被災し、その災害復旧費用を補正予算第 2 号で専決処分をしております。災害復旧事業費は上水道、簡易水道合計で 3,530 万円です。施設の被災箇所ですけれども 16 施設、19 箇所のものでございます。ページを 1 ページ、2 ページをご覧ください。災害復旧費用として 3,530 万円を、収益的収入及び支出の営業費用中災害復旧費として 1,030 万円、資本的収入及び支出の建設改良費として 2,500 万円を追加しました。5 ページをご覧ください。支出では上水道事業費用の支出の 21 の修繕費を 360 万円、28 の材料費を 250 万円、簡易水道事業費用の支出の 21 の修繕費を 420 万円追加するものでございます。6 ページをご覧ください。資本的収入及び支出のところですが、支出では上水道事業の資本的支出の 27 工事請負費 2,500 万円を追加しました。七蔵寺浄水場の緩速ろ過池に土砂が流入してしまいまして土砂の撤去、ろ過砂の入替工事のお金として 2,500 万円を追加しているものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○吉 澤（1 番）

この専決補正措置によって上水の供給体制、供給状況は現在概ね復旧されたというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○建設水道課長

大きな被害を受けたのが七蔵寺の水源でございました。そちらにおきましては湯舟の水を回しながら七蔵寺のろ過池 1 個を緊急的に対応しているような状態でございます。それが済みましてですね今七蔵寺の方に戻っているような状況でございます。それ以外のものについて、水道の水の供給に対してすぐというものは今のところございません。以上です。

○議長

そのほかございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第12号、専決処分の承認を求めることについて、専決第3号、令和3年度辰野町上水道事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第12号は、原案のとおり承認することに決しました。日程第15、議案第13号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第13号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明申し上げます。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、令和3年9月1日からマイナンバーカードの再発行手数料の徴収については、地方公共団体情報システム機構へ変更されることとなり条例の徴収規定を外すため条例の一部を改正するものです。なお町と機構は徴収事務について委託契約を結ぶこととなります。以上、提案内容を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第13号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。日程第 16、議案第 14 号、辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 14 号、辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明申し上げます。令和 3 年 8 月から精神障がい者 2 級の県福祉医療給付事業の補助対象範囲の見直しに伴い、また県と国保連合会の調整により柔道整復施術療養費が現物支給として対応可能となることから、辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正するものです。以上、提案内容を申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 14 号、辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。日程第 17、議案第 15 号、辰野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 15 号、辰野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明申し上げます。水道料金と加入負担金は消費税課税対象ですが、消費税の円滑かつ定期的な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の失効に伴い、令和 3 年 4 月から消費税総額表示が義務付けられました。上部機関の厚生労働省より条例につきましても、消費税を含む総額表示の必要がある旨の方針が 4 月に示されてございます。現行条例では外税表記でございます。ここで

消費税を含む総額表示の料金、加入負担金の金額を変更するものでございます。なおこの改正により水道をご利用いただいている皆さんの水道料金、加入負担金の支払い額が変わるものではございません。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 15 号、辰野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。日程第 18、議案第 16 号、辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 16 号、辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。議案第 15 号辰野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例と同様に、消費税の総額表示である税込表示への条例を整理するものでございます。辰野処理区、羽北処理区及び小野処理区の下水道使用料、水質使用料につきまして金額を変更するものでございます。なお、この改正により下水道利用していただいております下水道の使用料、計測装置使用料の支払い額が変わるものではございません。あわせて別表 1、2、3 の単位を見やすくしてありますのでよろしく申し上げます。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 16 号、辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。日程第 19、議案第 17 号、辰野町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 17 号、辰野町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明申し上げます。議案第 15 号、辰野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例と同様に、消費税の総額表示である税込み表示へと条例を整理するものでございます。世帯均等割料金、利用割均等料金をです消費税を含む総額表示の料金、世帯割料金として変更するものでございます。なお、この改正により辰野町農業集落排水処理施設をご利用いただいている皆さんの世帯均等割料金と利用割料金の支払い額が変わるものではございません。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 17 号、辰野町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。日程第 20、議案第 18 号、記号式投票に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 18 号、記号式投票に関する条例を廃止する条例について、提案理由を説明申し上げます。公職選挙法第 46 条の規定により、投票用紙への記載は候補者の氏名や政党等の名称を自分で書く方式、自書式投票が原則とされていますが、投票用紙にあらかじめ候補者の氏名などを印字し記載欄に○印等の記号を記載して投票する方式、記号式投票が公職選挙法第 46 条の 2 に規定されており、地方公共団体の議会の議員または長の選挙において地方公共団体が条例を定めることを行うことができるとされています。辰野町では昭和 52 年に記号式投票に関する条例を制定し、辰野町長選挙と辰野町議会議員補欠選挙の投票について記載欄に○印のスタンプを押す方式で実施してきましたが、この方式では新型コロナウイルス感染防止の徹底が難しいため、本条例を廃止し原則どおり自書式投票に変更しようとするものであります。県内で記号式投票を採用している市町村は、77 市町村中 22 市町村で減少傾向にあります。期日前投票などは従来から自書式でありますし、国政選挙と同日選挙になった場合、各選挙によって投票方式が変わり選挙人にとってはわかりにくいといった課題が従来からありましたので、今回の条例廃止が選挙人にとって著しく利便性を欠くようなことはないと思込んでいるところでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○吉 澤 (1 番)

本条例を廃止して記述式にするということは、鉛筆、消しゴムを用意して投票してもらう形ですよ。その除染対策というのはどのように考えられているのでしょうか。

○総務課長

自書式の場合の感染対策ですが、この春の参議院の長野県選出議員補欠選挙でも実施をしましたが、ご自身で筆記具を持って来ていただくこと、また鉛筆等についてはそのままお持ち帰りいただくか、またはお返しいただくというような形で繰り返しやっております。また都度消しゴムまた記載台また筆記具についても職員等がいわゆる消毒を行いまして感染防止を徹底してございます。以上です。

○議 長

よろしいですか。はい、ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 18 号、記号式投票に関する条例を廃止する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。ただ今より、暫時休憩といたします。なお、再開時間は、11 時 45 分、11 時 45 分といたしますので、時間までにご参集ください。

休憩開始 11 時 32 分

再開時間 11 時 45 分

○議長

再開いたします。日程第 21、議案第 19 号、令和 3 年度辰野町一般会計補正予算（第 10 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

令和 3 年度辰野町一般会計補正予算（第 10 号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、たつのパークホテル指定管理料、集会施設感染予防対策補助金、新型コロナウイルスワクチン接種予約システム委託料、町内小中学校図書館システム導入・保守委託料の追加等であります。補正総額は 3,057 万 9,000 円の追加で予算総額は 92 億 552 万 2,000 円となる補正予算であります。以下その概要を申し上げますと、歳入につきましては、分担金及び負担金、国庫支出金、繰入金、繰越金、諸収入及び町債の追加であります。歳出につきましては、総務費で温泉施設の修繕料、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているたつのパークホテルへの指定管理料、防災行政無線等と LINE アプリとの連携システム使用料、地方創生臨時交付金事業による修学旅行等支援負担金、集会施設感染予防対策補助金の追加が主なものであります。民生費では介護保険特別会計への繰出金である介護給付費等町負担金の増額です。衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で、会計年度任用職員報酬の減額と 10 月以降必要となる需用費やワクチン接種予約システム委託料等の追加です。農林水産業費で、中山間水と土ふれあい事業補助金の増額

です。消防費で、消防用軽トラック購入費の増額です。教育費では町図書館と町内小中学校図書館との連携を図るシステムの導入・保守委託料の増額と、撤去予定の平出越道集会所のアスベスト含有調査業務委託料の追加です。地方債補正につきましては、消防用軽トラック購入費の増額による緊急防災・減災事業債の変更と臨時財政対策債確定による変更です。以上のとおり、補正予算の概要を申し上げましたが、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第22、議案第20号、令和3年度辰野町上水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第20号、令和3年度辰野町上水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由を説明申し上げます。1ページをお開きください。資本的収入及び支出の補正で、支出の第1款、上水道事業資本的支出で500万追加して2億7,835万円とし、内訳は建設改良費で500万円を追加し、1億3,470万円としました。3ページをご覧ください。支出では上水道事業資本的支出の1、建設改良費500万円を追加しました。沢底地区配水管布設替工事費として不足が予想される500万円を追加するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑、討論を終結します。これより、議案第20号、令和3年度辰野町上水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第20号は原案のとおり可決されました。日程第23、議案第21号、令和3年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題と

いたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第 21 号、令和 3 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の提案理由をご説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,112 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 21 億 6,761 万 2,000 円とするものでございます。内容につきましては 6 ページをご覧ください。歳入でございます。6 ページの国庫支出金のうち国庫負担金、7 ページの県支出金のうち県負担金につきましては、令和 2 年度分の保険給付費の精算に伴い介護給付費国庫及び県負担金過年度分の追加交付による増額でございます。6 ページの国庫補助金、7 ページの県補助金、8 ページの一般会計繰越金につきましては歳出の地域支援事業費等の増額に伴いそれぞれを増額するものでございます。9 ページの繰越金は、前年度の繰越金の確定により 2,824 万 3,000 円を増額するものでございます。10 ページをご覧ください。地域支援事業費のうち地域支援体制整備事業について社会福祉協議会への委託料を 458 万円増額するものでございます。11 ページの諸支出金は令和 2 年度の介護給付費等の精算に伴い、過年度分として国、県、社会保険診療報酬支払基金に 527 万円を返還するものでございます。12 ページをご覧ください。予備費を 3,127 万 5,000 円増額するものでございます。以上提案内容を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 24、議案第 22 号、令和 2 年度辰野南小学校長寿命化改修工事（建築）請負契約の変更について、日程第 25、議案第 23 号、令和 2 年度辰野南小学校長寿命化改修工事（機械設備）請負契約の変更について、以上 2 議案を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

はい。はじめに議案第 22 号、令和 2 年度辰野南小学校長寿命化改修工事（建築）請負契約の変更について、変更内容を申し上げます。令和 3 年 1 月 22 日に締結しました、令和 2 年度辰野南小学校長寿命化改修工事（建築）請負契約について変更が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。契約金額について、4 億 645 万円を 715 万円増額し、4 億 1,360 万円に変更するものです。契約の理由、契約の方法及

び契約の相手方については変更ありません。続きまして、議案第 23 号、令和 2 年度辰野南小学校長寿命化改修工事（機械設備）請負契約の変更について、変更内容を申し上げます。令和 3 年 2 月 22 日に締結しました、令和 2 年度辰野南小学校長寿命化改修工事（機械設備）請負契約について変更が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。契約金額について 6,710 万円を 227 万 7,000 円増額し 6,937 万 7,000 円に変更するものです。契約の理由、契約の方法及び契約の相手方については変更ありません。以上変更内容を申し上げます。工事内容につきましては、こども課長から説明申し上げますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○こども課長

それでは工事内容について説明申し上げます。辰野南小学校の長寿命化改修工事は本年 1 月 22 日に着工し、令和 4 年 1 月 31 日を工期に順調に進んでおります。1 学期末には普通教室棟の工事が終了、この夏休み中には特別教室棟のうち事務室、校長室、職員室、保健室等の工事が終了し、児童、教職員ともに新しい教室で 2 学期を迎えました。現在は給食棟と理科室や家庭科室、図書館などの残りの特別教室棟の改修を進めております。まず議案 22 号の建築工事の増額変更の内容でございますが、改修工事を進める過程で詳細に調査したところ、主要間仕切りに使います石膏ボードを強化石膏ボードへ仕様変更すること、外壁クラック補修と防水吹付工事が必要となったこと、給食棟床下の間仕切りに変更等が生じコンクリート使用量が増加したことなどが増工の内容でございます。続きまして議案第 23 号の建設設備の増額変更の内容を申し上げます。これから行います特別教室棟の残りの教室に設置してあるエアコンですけれども、教室の内壁あるいは間仕切り、天井工事を行う際にこのエアコンを一旦取り外し再度取付ける工事が必要になったこと、それから給食室に新たな換気システムの設置が必要となったことなどが主な工事内容でございます。以上です。

○議 長

これより議案第 22 号、令和 2 年度辰野南小学校長寿命化改修工事（建築）請負契約の変更について及び議案第 23 号、令和 2 年度辰野南小学校長寿命化改修工事（機械設備）請負契約の変更について、一括して質疑、討論を行います。ありませんか。

○瀬 戸（4 番）

議案第 23 号の方で質問したいと思います。既存の空調撤去及び再設置とあるんで

すが、これ予定ではこれ予定では新しいものを付ける予定だったのでしょうか。これ必要になったと今説明だったんですが、最初の契約ではどんな工事をやるということになっていたのか教えていただければと思います。

○こども課長

はい。このエアコンでございますけれども、町内全小中学校に設置したエアコンでございますが、普通教室棟につきましては、一部当初から取り外しをして壁等の補修をすることを計画しておりました。特別教室棟につきましては、すでに設置してあるエアコンを取り外すことなく壁等の補修を行うことにしておりましたけれども、工事の進捗上不都合が生じたために一旦取り外して再設置をするといったような工事内容でございます。以上です。

○議 長

よろしいでしょうか。はい、ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 22 号、令和 2 年度辰野南小学校長寿命化改修工事（建築）請負契約の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 22 号は原案のとおり可決されました。次に議案第 23 号、令和 2 年度辰野南小学校長寿命化改修工事（機械設備）請負契約の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 23 号は原案のとおり可決されました。日程第 26、議案第 24 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

議案第 24 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由を

説明申し上げます。町の人権擁護委員は人権擁護委員法第6条第3項の定めるところにより、6名の方が法務大臣から委嘱されており、任期は3年となっております。今回令和3年12月31日に任期満了を迎える北條勝美氏と増澤進氏の2名について、人権擁護委員として適任であり候補者として再度推薦したいと考えるものであります。北條氏は長年辰野町役場に奉職され、建設課長補佐、商工建設用地対策室長を歴任され、平成21年3月住民税務課課長補佐を最後に退職されましたが、その後地域の役員を歴任されるなど豊富な経験と知識を持った方であります。増澤氏につきましては、長年教員と県内小中学校に勤務され、伊那市立長谷中学校長を最後に平成27年3月に退職されました。その後は辰野町教育委員会で学校支援コーディネーターとしての勤務を経て、現在はつくば開成学園高校に勤務され、幅広く学校教育充実のためご尽力されてきた方であります。両氏とも現在1期目で意欲的また積極的に人権擁護委員の仕事に取り組んでいただいているところでございます。地域の方からの人望も厚く、長年の経験を活かし人権擁護委員として活躍いただけることが期待されますので、次期委員として再度推薦したいと考えております。なお推薦に対する意見を求める人事案件で、本来必須ではありませんが略歴書を参考添付させていただきますのでご参照下さい。以上、提案理由を説明いたしました。ご審議の上、原案同意くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第24号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、意見を適任とすることにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第24号は人権擁護委員の推薦にあたり求められている意見を適任とすることに決しました。日程第27、議案第25号、辰野町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

議案第25号、辰野町教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げ

ます。本議案は、この9月30日に任期満了を迎える辰野町教育委員会委員の、関政彦氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。関政彦氏におかれましては、1期4年の間辰野町の教育行政の充実にご尽力いただき、心から感謝申し上げますところであります。この4年間で培った経験を活かしていただき、辰野町の教育の更なる発展に力を尽くしていただくため、引き続き関氏を教育委員に任命したいと思いますので、ご審議の上、原案同意くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第25号、辰野町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第25号は原案のとおり同意することに決しました。日程第30、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、辰野町議会の議決すべき事件を定める条例第3条第1項及び地方自治法第180条の規定による報告事項がありますので、お聞き取り願います。報告1号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和2年度財政指標等の報告について報告を求めます。

○まちづくり政策課長

報告第1号、令和2年度の財政健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告いたします。表に示した数値は暫定値であります。確定は11月ですが県の指導は終わっておりますので、概ねこの数値となる見込みです。まずはじめに実質赤字比率でございます。一般会計等、普通会計といわれている会計が対象で、辰野町では一般会計及び地域情報告知システム特別会計になりますが、赤字が発生した場合、その額が標準財政規模に対してどのくらいの割合かを示したものでございます。当町の標準財政規模は、左下にあるとおり59億8,238万2,000円です。標準財政規模とは、地方自治体が標準的な行政運営の時に通

常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すものです。この実質赤字比率につきましては、黒字であるためハイフン表示で該当なしであります。続いて次の欄の連結実質赤字比率でございますが、こちらはすべての会計が対象となります。やはり赤字が発生した場合の標準財政規模に対する割合でございます。こちらにも黒字となっておりますので、同様の表示となっております。次の欄の実質公債費比率でございますが、標準財政規模に対して、一般会計等が負担する地方債における元利償還金及び公営企業債の償還に対する繰出金などの準元利償還金が、どの程度の割合となっているかを示した比率であります。これは3箇年の平均ですが、8.2%となりまして昨年度に比べ0.5%改善しております。減少要因につきましては、普通交付税の増などによる標準財政規模の増と平成29年度の単年度実質公債費比率が3箇年平均の算出から外れたため改善となりました。今後も将来を見据え起債の有効活用を図ってまいります。次の欄の将来負担比率でございますが、一般会計等が将来負担すべき地方債残高、債務負担行為に基づく歳出予定額及び企業会計等他会計の実質的な負債額の標準財政規模に対する割合でございます。この比率は13.7%となりまして、昨年度に比べ7.7%改善しております。減少要因につきましては、実質公債比率の減少要因同様普通交付税の増などによる標準財政規模の増となります。なお起債額残高については償還終了額に対して新規発行額が多かったため793万5,000円の増となりました。続きまして中段の表、上の行は、この法律に規定されます早期健全化基準であります。実質赤字比率、連結実質赤字比率、これらの基準は各市町村の標準財政規模により異なります。実質公債費比率、将来負担比率は政令市を除き全市町村同じ数字です。この基準以上の場合、財政健全化計画を策定しなければなりません。下の行、財政再生基準は、この基準以上である場合、財政再生計画を定めなければならないとされている基準です。いずれの基準につきましても、辰野町は基準値を下回っておりますので、財政指標からは健全財政を維持しているといえます。続きまして、裏面の2ページをご覧ください。こちらは令和2年度公営企業会計における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、報告させていただきます。こちらにも暫定値でございます。資金不足比率は、資金不足額が出た場合その額が事業規模に対してどのくらいの割合かを示したものでございます。事業の規模とは簡単にいえば営業収益であります。一番左の欄及び次の欄ですが、辰野町の法適用企業会計は、上水道事業会計と下水道事業会計と辰野病院事業会計の3会

計でございます。令和2年度より簡易水道特別会計は上水道事業会計へ公共下水道特別会計、特定環境保全公共下水道特別会計及び農業集落排水処理施設特別会計は下水道事業会計へ経営統合しすべて法適用企業となっております。次の欄の資金不足額・剰余額については上水道事業会計及び下水道事業会計は剰余額でございまして、上水道事業会計では5億4,264万1,000円、下水道事業会計では2億2,803万6,000円となりました。辰野病院会計については0円となりました。こちらは新型コロナウイルス感染症の影響で発行した特別減収対策企業債1億3,000万円により健全化法における比率算定において負債等が流動資産を上回り資金不足が生じましたが、特別減収対策企業債は解消可能資金不足額として再計上し控除されるため算定上0円となります。右から2番目の欄、資金不足比率はハイフン表示該当なしとなっております。以上が地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和2年度決算等から算定した数値でございます。以上、財政指標などの報告とさせていただきます。

○議長

ただ今、報告がありましたが報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。次に、報告第2号、辰野町第五次総合計画後期基本計画の実施状況の概要について報告を求めます。

○まちづくり政策課長

報告第2号、辰野町第五次総合計画後期基本計画の実施状況の概要について、辰野町議会の議決すべき事件を定める条例第3条に基づき報告いたします。平成23年度にスタートした第五次総合計画は、平成27年度までを前期、平成28年度から令和2年度までを後期とし、令和2年度を以て後期基本計画が終了となりましたので、このたび第5次総合計画後期基本計画における実施状況の評価を行いました。表紙の裏面をご覧くださいと思います。第三次、第四次及び第五次前期の辰野町総合計画で目標としてきました将来像「ひとも まちも 自然も輝く 光と緑と ほたるの町 たつの」を継承しつつ、「住み続けたい 帰りたい 住んでみたいまち たつの」をまちづくりの合い言葉に掲げ、取り組みをおこなってまいりました。将来像の実現に向け町民、地域、事業者、団体などそして行政が協働し、5つの将来目標と2つの取り組み目標

に政策と施策を紐付け、加えて17区が主体的に取り組むための地域別取り組み目標を支援し取り組んでまいりました。後期基本計画の活動及び成果の評価におきましては、評価基準表が右ページの上の欄にあります。A、B、C、Dの四段階で評価を行いました。施策の検証を行った結果につきましては、左の上段の表のとおり全体で688項目中、A評価が233、B評価が442、C評価が12、D評価が1となりました。また、まちづくり指標に対する達成状況は117項目中、達成が60、未達成が57で、達成率は51.3%となりました。評価基準が掲載されたページにつきましては、全体の評価に対する割合と目標別の割合、それから裏面には性質別、重点プロジェクト別の割合をそれぞれ数字とグラフで記載してあります。それ以降につきましては1ページから32ページまでが実施状況表として施策ごとの検証結果が記載されており、施策ごとに性質別の評価、実施内容、町づくりの指標、担当部署を記載してあります。全体を総括する中で、評価については有効性、効率性、そして経済性のそれぞれで、A評価とB評価を合わせて98.2%を占め、後期基本計画につきましては概ね順調に取り組んできたことと思います。なおC、Dの評価のものにつきましては、第6次総合計画前期基本計画及び行財政改革の中で引き続きそれぞれの事業において取り組んでいくこととし、前期の基本計画に反映をさせていただいております。また、町づくりの指標でありますけれども1ページ以降実施状況表の右の欄において、施策ごとにいくつかの指標を定めて、目標値に対する年度ごとの進捗管理を行ってまいりました。最終的には達成率が51.3%と半分は超えているものの、目標とした指標設定の難しさを感じているところでございます。前期基本計画から目標を数値で捉えるという手法を採用しておりますけれども、地方行政を取り巻く状況がこれまで以上の速さで変化する今の時代に加え、新型コロナウイルスの影響が特にこの令和元年度以降の2箇年の指標の達成度にも大きく影響が出ているところでございます。引き続き、第6次総合計画前期基本計画においても成果指標と進捗管理指標を定めて目標達成を目指してまいります。社会情勢等に大きな変化がある場合には議論を踏まえたうえで、柔軟に対応することも視野に入れながら適切な進捗管理を続けていきたいと考えているところでございます。以上5箇年の実施状況の概要を申し上げますが、守り続けていく町の姿である町民憲章の基、新たに「ともにつくる」共創の概念を加え、本年度から令和7年度までを計画期間とする第6次総合計画前期基本計画が策定されておりますので、10年後に目指す町の将来像「一人ひとりがつくり出す 住み続けたいまち」の

実現に向けまちづくりを推進していきます。以上概要について報告させていただきます。

○議長

ただ今、報告がありましたが報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。次に、報告第3号、専決処分の報告について、報告を求めます。

○総務課長

地方自治法第180条の規定により、町が損害賠償の責めを負うものについて専決処分を行いましたので、報告いたします。職員による財物事故1件であります。令和3年6月7日、役場駐車場において職員が刈払機を使って草刈作業中、駐車場出口で一旦停止をしていた車に、小石が飛び右後部座席のドアガラスを破損させてしまいました。幸いにケガ人等はありませんでした。示談が成立し賠償金額3万7,730円を支払いました。専決日は令和3年6月30日です。本件の補償につきましては、全国町村会総合賠償保険にて処理いたしました。以上、報告いたします。

○議長

ただ今報告がありましたが、報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。日程第31、請願・陳情等についてを議題といたします。請願・陳情等については、あらかじめ文書表を配付してあります。ここで、事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(文書表朗読)

○議長

以上、陳情1件につきましては、福祉教育常任委員会に付託することにいたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、文書表のとおり福祉教育常任委員会に付託することに決しました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

1 1. 散会の時期

9月1日 午後 12時 21分 散会